

# プラットフォームサービス規約 (SP 用)

## 第1章 総則

### 第1条 (適用)

- 1 本プラットフォームサービス規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社シップデータセンター（以下「当社」といいます。）が「Internet of Ships Open Platform サービス」を通じて提供するプラットフォームサービス（以下「本サービス」といいます。）を登録利用者であるソリューションプロバイダーが利用するに当たっての、本サービスの利用条件その他の当社とソリューションプロバイダーとの間の基本的な権利義務関係が定められています。
- 2 本規約は、登録利用者と当社との間の「Internet of Ships Open Platform サービス利用基本規約」（以下「基本規約」といいます。）に基づき定められ、本サービスの利用には、基本規約及び本規約が適用されます。登録利用者であるソリューションプロバイダーは、本サービスの利用にあたり、基本規約及び本規約を遵守しなければなりません。
- 3 本規約の内容と基本規約の内容に矛盾又は抵触がある場合、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

### 第2条 (定義)

本規約において利用する以下の用語は、各々以下に定義された意味を有するものとします。

- (1) 「保管データ」とは、プラットフォームユーザーから提供され当社の指定サーバーに保存・格納されるデータをいいます。
- (2) 「提供データ」とは、本サービスに基づきソリューションプロバイダーに提供されるデータをいいます。

## 第2章 本サービス

### 第3条 (本サービス内容)

- 1 当社は、本サービスとして、以下の機能を提供するものとします。
  - (1) データアクセス用インタフェースの提供(API)
  - (2) 送信エラーログ、データエラーログ取得インタフェースの提供(API)
  - (3) プラットフォームユーザー、ソリューションユーザーに関する登録情報の提供
  - (4) エラーデータ指摘インタフェースの提供
  - (5) 登録船舶の船位情報(IoSData のみ)にマッピングされた海象・気象情報の API 提供
  - (6) 上記に付随関連する業務
- 2 本サービスのその他の詳細については、別紙●に記載するものとし、別紙●は本規約の一部を構成するものとします。

### 第4条 (利用目的)

- 1 本サービスの利用は、以下に掲げる事項を目的とします（以下「本目的」といいます。）。
  - (1) ソリューションユーザーに対するデータ解析又はアプリケーションサービスの提供
  - (2) 前号に掲げるサービスの向上、改良、開発のための研究開発

(3) 【●】

#### 第5条（本サービスの利用）

- 1 本サービスの利用は、本目的での利用に限定され、ソリューションプロバイダーは、本目的以外の目的で本サービス又は提供データを利用することができません。
- 2 本サービスは、ソリューションプロバイダー自身の業務での利用のみを目的として提供されるものであり、ソリューションプロバイダーは、本目的以外の商業目的で利用することはできません。
- 3 ソリューションプロバイダーは、当社の事前の承諾がある場合又は別途定める場合を除き、提供データの全部又は一部について、複製、加工、編集、開示、頒布、第三者提供（譲渡、貸与、利用許諾又は担保提供の如何を問いません。以下同じ。）その他の利用をすることができません。
- 4 前項の規定にかかわらず、ソリューションプロバイダーは、提供データの全部又は一部について、本目的のために必要な限度で、複製、加工、編集、又は解析をすることができます。但し、開示、頒布及び第三者提供をすることはできません。

#### 第6条（データの利用権限の所在等）

- 1 ソリューションプロバイダーは、本サービスに基づき提供されるデータに係る利用権限が、特段の定めがある場合を除き、プラットフォームユーザーが保有するものであり、本サービス又はプラットフォームを通じたデータ取引により、当社又は他の登録利用者に対し提供（譲渡、貸与、利用許諾又は担保提供の如何を問いません。）、移転又は処分されるものではないことにつき、同意します。
- 2 前項に規定する利用権限の内容は、特段の定めがある場合を除き、データを利用、開示、第三者提供（譲渡、貸与、利用許諾又は担保提供の如何を問いません。以下同じ。）及び処分することのほか、データに係る一切の権限を含むものとします。
- 3 【本サービスの利用から生じる解析結果、分析結果その他の成果物につき、著作権その他の知的財産権が認められる場合、当該知的財産権はソリューションプロバイダーに帰属するものとします。但し、プラットフォームユーザーの事前の承諾がない限り、当該成果物の使用に当たり提供データを利用することはできません。】

### 第3章 登録

#### 第7条（表明保証）

- 1 ソリューションプロバイダーは、当社に対して、本サービスの利用の登録申請時に、以下の事項を表明し、かつ保証するものとします。
  - (1) 別紙●の技術ガイドラインに規定するセキュリティ要件を充足していること
  - (2) 別紙●の技術ガイドラインに規定する技術要件を充足していること
  - (3) ●
- 2 ソリューションプロバイダーは、前項に定める表明及び保証が真実若しくは正確ではない場合には、これにより当社が被った損害、損失又は費用等を賠償するものとします。

### 第4章 料金

## 第8条（料金及び支払方法）

- 1 ソリューションプロバイダーは、別途当社が定める利用料金を、当社が指定する支払方法により当社に支払うものとします。
- 2 ソリューションプロバイダーが利用料金の支払を遅滞した場合、ソリューションプロバイダーは年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

## 第5章 利用者の義務

### 第9条（本サービス利用のための機器設備の設定維持）

- 1 ソリューションプロバイダーは、自己の費用と責任において、【当社が別途定める条件にて、】コンピュータ設備を設定し、インターネットに接続し、本サービス利用のために必要な端末機器の利用環境を維持するものとします。
- 2 前項に定めるコンピュータ設備、インターネット接続及び端末機器の利用環境に不具合がある場合、当社はソリューションプロバイダーに対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
- 3 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用又は技術上必要であると判断した場合、ソリューションプロバイダーの承諾を得て、ソリューションプロバイダーが本サービスの利用にあたり使用する機器、設備又は利用環境等について、分析、調査等を行うことができます。

### 第10条（遵守事項）

ソリューションプロバイダーは、本サービスの利用にあたり、サービス利用契約の期間中、以下の各号に定める行為を行うことを誓約するものとします。

- (1) 別紙●の技術ガイドラインにソリューションプロバイダーが遵守すべき事項として規定される要件を遵守すること
- (2) その他、当社が必要と判断し、合理的な範囲でソリューションプロバイダーに要求する行為

### 第11条（データ等の安全管理措置）

- 1 ソリューションプロバイダーは、提供データ及び鍵を他の情報と明確に区別して保管し、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、自己に適用のある法令又はガイドライン等に従って、安全な管理に合理的に必要な措置を講じるものとします。
- 2 ソリューションプロバイダーは、提供データにつき不正アクセス若しくは不正利用の防止に努めるものとし、提供データの漏えいその他提供データの安全管理に支障を及ぼす恐れがあると判断した場合は、ただちに当社にその旨を通知し、是正のために必要な措置を講じなければなりません。
- 3 ソリューションプロバイダーの故意又は過失により、提供データの漏えい等が生じた場合、ソリューションプロバイダーは、これにより当社が被った損害、損失又は費用等を賠償するものとします。

### 第12条（報告義務）

- 1 当社は、ソリューションプロバイダーに対し、ソリューションプロバイダーによる提供データの利用が本契約の条件に適合しているか否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができるものとし、ソリューションプロバイダーは速やかにこれに応じなければならないものとします。

- 2 当社は、前項に基づく報告が十分でないとは合理的に判断した場合、随時、ソリューションプロバイダーによる提供データの利用状況の監査を実施することができるものとします。
- 3 当社は、ソリューションプロバイダーに対し、提供データの管理状況について報告を求めることができるものとします。この場合において、提供データの漏えいその他提供データの安全管理に支障を及ぼす恐れがあると当社が合理的に判断したときは、当社はソリューションプロバイダーに対し提供データの管理方法の是正を求めることができ、ソリューションプロバイダーは速やかにこれに応じなければならないものとします。

## 第6章 当社の義務

### 第13条 (データ管理)

提供データに関する当社の責任は、事由ないし方法の如何を問わず保管データが破壊され、改変され、又は滅失し提供されない場合に、商業的に合理的な範囲内で、当該データの回復、修正又は復元に努めることに限られるものとします。

## 第7章 サービスの終了

### 第14条 (サービス終了時のデータの取扱い等)

- 1 ソリューションプロバイダーは、サービス利用契約が終了した場合、以後、本サービスを利用することができません。
- 2 ソリューションプロバイダーは、ソリューションユーザーとの間で別途締結する提供データの利用、閲覧、その他解析又はアプリサービスに係る契約が終了した場合、自己の費用と責任において、データ鍵を抹消、廃棄又は処分するものとします。

## 第8章 責任

### 第15条 (非保証及び免責)

- 1 当社は、提供データが、即時又は随時に必ず創出、取得、収集又は提供されることを保証するものではありません。
- 2 当社は、データの不取得、損壊、滅失、消失若しくは不提供、又はデータの復元時におけるデータの不整合に起因してソリューションプロバイダーが被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします

## 第9章 雑則

### 第16条 (本規約等の変更)

- 1 当社は、ソリューションプロバイダーの事前の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとします。
- 2 当社は、本規約を変更した場合には、当社所定の方法でソリューションプロバイダーに当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、ソリューションプロバイダーが本サービスを利用した場合又は当社の定める期間内に登録抹消の手続をとらなかった場合には、ソリューションプロバイダーは、本規約の変更に同意したものとみなします。

### 第17条 (準拠法及び管轄裁判所)

- 1 本規約及びサービス利用契約は日本法を準拠法とし、これに従って解釈されるものとします。

2 本規約又はサービス利用契約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【●年●月●日制定】

【●年●月●日改定】